認定看護師等養成事業に係る留意事項

認定看護師・NST

第１ 申請者の要件

この補助金を申請する者は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 対象補助事業者

看護師等の資質向上に資する認定看護師等を養成するために、看護師等に対して支援を行う者（病院、助産所、診療所、医療関係団体等）。

(2) 認定看護師等の養成

地域医療再生計画における課題解決に資するため、公益社団法人日本看護協会等が認定する認定看護師、専門看護師及び認定看護管理者（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く）並びに一般社団法人日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師並びに一般社団法人日本栄養治療学会が認定するNST専門療法士等（以下、「認定看護師等」という。）を新たに取得するために必要な経費について補助対象とする。

第２ 補助対象経費

福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表２に定める補助対象経費について、補助事業者が年度内に支払う経費を対象とする。

第３ 補助金の算定

第２の補助対象経費の実支出額と要綱別表２に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に要綱別表２の補助率を乗じた額とする。

第４ 交付決定の取消し等

(1) 補助事業者が事業を中止したとき、又は補助事業者又は認定看護師等を取得する者が自己の責めに帰すべき理由により認定看護師等の取得を中止したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

(2) 既に補助金の交付を受けた補助事業者が(1)の規定により交付の決定を取消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第５ 交付申請書添付様式

補助金の交付申請にあたって、要綱第３条第２項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 認定看護師等養成及び研修後の配置・活用計画書（別紙様式第１号）１部

(2) 研修受講者名簿及び受講に要する経費見込額（別紙様式第２号）１部

(3) その他参考となる書類

第６ 実績報告添付様式

実績報告にあたって、要綱第１０条第１項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 研修受講者名簿及び受講に要した経費実績額（別紙様式第５号）１部

(2) 認定看護師等へ支払った旅費等の証拠書類（受領書等）の写し１部

(3) 認定看護師等の認定書類又は教育課程修了証等の写し

(4) その他参考となる書類

アドバンス助産師

第１ 申請者の要件

この補助金を申請する者は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 対象補助事業者

看護師等の資質向上に資する認定看護師等を養成するために、看護師等に対して支援を行う者（病院、助産所、診療所、医療関係団体等）。

(2) アドバンス助産師の養成

地域医療再生計画における課題解決に資するため、日本助産評価機構の認証する、「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー／CLoCMiP）レベルⅢの新規認証及び更新認証に必要な研修の受講料について補助対象とする。

第２ 補助対象経費

福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表２に定める補助対象経費について、補助事業者が年度内に支払う経費を対象とする。

第３ 補助金の算定

第２の補助対象経費の実支出額と要綱別表２に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に要綱別表２の補助率を乗じた額とする。

第４ 交付申請書添付様式

補助金の交付申請にあたって、要綱第３条第２項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度４月１日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 認定看護師等養成及び研修後の配置・活用計画書（別紙様式第１号）１部

(2) アドバンス助産師認証のための研修経費見込額（別紙様式第３号）１部

(3) アドバンス助産師の認定証の写し（※更新の方のみ）１部

(4) その他参考となる書類（受講する研修の要項の写しや研修概要について記載されたホームページの写し等、研修の開催日と受講料が明記されているもの）

第５ 実績報告書添付様式

実績報告にあたって、要綱第１０条第１項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) アドバンス助産師認証のための研修経費実績額（別紙様式第６号）１部

(2) アドバンス助産師認定に要する経費の証拠書類（受領書等）の写し

(3) 受講した研修修了証等の写し

新生児蘇生法研修インストラクター資格

第１ 申請者の要件

この補助金を申請する者は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 対象補助事業者

看護師等の資質向上に資する認定看護師等を養成するために、看護師等に対して支援を行う者（病院、助産所、診療所、医療関係団体等）。

(2) 新生児蘇生法（NCPR）研修インストラクター

インスタラクター養成コース講習会を受講するために必要な経費（受講料、テキスト料、交通費、宿泊費）について補助対象とする。

第２ 補助対象経費

福島県地域医療復興事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表２に定める補助対象経費について、補助事業者が年度内に支払う経費を対象とする。

第３ 補助金の算定

第２の補助対象経費の実支出額と要綱別表２に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に要綱別表２の補助率を乗じた額とする。

第４ 交付申請書添付様式

補助金の交付申請にあたって、要綱第３条第２項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 認定看護師等養成及び研修後の配置・活用計画書（別紙様式第１号）１部

(2) 新生児蘇生法（NCPR）インストラクター養成研修経費見込み額（別紙養成第４号）1部

(3) その他参考となる書類（受講する研修の要項の写しや研修概要について記載されたホームページの写し等、研修の開催日、受講料、開催場所が確認できるもの）

第５ 実績報告書添付様式

実績報告にあたって、要綱第１０条第１項第３号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 新生児蘇生法（NCPR）インストラクター養成研修経費実績額（別紙様式第７号）1部

(2) 新生児蘇生法（NCPR）インストラクター養成研修に要する経費の証拠書類（受領書等）の写し。

(3) 研修修了証等の写し